

東北電原技第 13 号

令和 6 年 2 月 28 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る

重複する案件について

当社は、令和 5 年 7 月 4 日に女川原子力発電所 2 号炉の所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、2 号炉の使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請いたしました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請と後申請が重複することになりますが、当社といたしましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し、優先度を付けず審査していただきますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後に、もう一方の申請に対し補正を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
(2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和5年7月4日(東北電原技第3号)
3. 変更の理由：
  - (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。
  - (2) 固体廃棄物処理系の固化装置の固化材をプラスチックからセメントに変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
(2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和6年2月28日(東北電原技第12号)
3. 変更の理由：
  - (1) 使用済燃料の貯蔵能力を変更するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する。

以上